芦屋市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定書

芦屋市(以下「甲」という。)と,第一生命保険株式会社(以下「乙」という。)は,市と企業及び団体等の相互連携と協働による地方創生に資する活動を推進し,市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献できるよう,次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市民参画協働による豊かな地域社会の活性化と住民が安心して暮らせる地域づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(連携の内容)

- 第2条 甲及び乙は,前条の目的を達成するため,保険業法上,許容される範囲内で,次の事項について連携し、協力する。
 - (1) 健康増進に関すること
 - (2) 高齢者支援に関すること
 - (3) 女性活躍推進に関すること
 - (4) 少子化対策に関すること
 - (5) 防災・防犯に関すること
 - (6) 青少年育成に関すること
 - (7) スポーツ振興に関すること
 - (8) 地域PRに関すること
 - (9) その他地方創生に関すること
- 2 甲及び乙は,前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため,具体的な取組内容及び実施方法については,甲乙協議の上,保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で,取組ごとに別途取り決める。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、市内の事業者、その他の団体等との連携を図るよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部 を第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び乙の関係会社(以下 「乙の関係会社等」という。)に実施させることができる。
- 5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を 自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方か ら提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償 を求めることはできないものとする。ただし、故意又は重過失により相手方に 損害を生ぜしめた場合を除く。

(協定の有効期間及び廃止)

- 第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。
- 2 前項の規定に関わらず、甲及び乙双方が書面により合意した場合には、本協定を廃止することができる。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、 その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たっての知り得た相手方の機密情報 を第三者(第2条第4項において取組を実施させる場合の当該乙の関係会社 等を除く。)に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合 はこの限りではない。
- 2 本協定の有効期間満了後も第1項の規定は、効力を有するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合 には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月19日

甲 兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市長 (自署)

乙 東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号

第一生命保険株式会社 執行役員 神戸総合支社長 (自署)